（外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準）

第三十五条　法第十二条の二第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ及び保管の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　外国格付の表示を付する組織並びに外国格付の表示の貼付、外国格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の外国格付の表示の実施方法

（適合の表示を付する取扱業者の認証の申請）

第三十六条　法第十三条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　認証を受けようとする農林物資の取扱い等の方法の区分

三　法第十三条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

四　その他参考となるべき事項

（農林物資の取扱い等に関する広告等）

第三十七条　法第十三条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　農林物資の取扱い等に関する広告

二　取扱業者に関する広告

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして主務大臣が定めるもの

（適合の表示）

第三十八条　法第十三条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

イ　日本農林規格を意味する事項

ロ　認証を行った登録認証機関の名称

ハ　適合に係る日本農林規格の内容

二　表示の方法は、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

（適合の表示を付する取扱業者の認証の技術的基準）

第三十九条　法第十三条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項（認証の有効期間を定めない農林物資の取扱い等の方法の区分にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）について、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定めるものとする。

一　農林物資の取扱い等の方法の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　適合の表示を付する組織並びに適合の表示に関する記録の作成及び保存その他の適合の表示の実施方法

三　認証の有効期間

（登録認証機関の登録）

第四十条　法第十四条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、これを主務大臣に提出してしなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるもの）

二　次の事項を記載した書類

イ　認証に関する業務を行う組織に関する事項

ロ　イに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

ハ　認証に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

三　主要な株主の構成（当該株主が法第十六条第一項第二号に規定する被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

四　役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

（登録認証機関の登録の区分）

第四十一条　法第十四条第一項の主務省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（飲食料品に係るものに限り、当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

二　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（木材又は竹材に係るものに限り、当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

三　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含み、前二号に掲げるものを除く。）

四　法第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（個人の能力に関する基準を内容とするものに限る。）

五　前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格（当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

（登録認証機関登録台帳への記載）

第四十二条　法第十六条第一項の登録は、別記様式第二号による登録認証機関登録台帳に記載して行う。

（外国生産行程管理者）

第四十三条　第十八条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものについて準用する。

（外国流通行程管理者）

第四十四条　第二十条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものについて準用する。

（登録認証機関の登録の更新に係る準用）

第四十五条　第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第四十六条　登録認証機関は、第四十条第二項第二号から第四号まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、主務大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十七条　法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。